

平成27年度第4回羽幌町情報公開・個人情報保護審査会 会議録

1 開催日時

平成28年2月2日(火) 午後1時30分～午後2時40分

2 開催場所

羽幌町役場4階 第1会議室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

(1) 出席委員 後藤 英文、花村 春光、足達 由香、村上 隆宏、松森 二美子

(2) 欠席委員 なし

4 説明のため出席した事務局職員の氏名

総務課 課長 飯作 昌巳

総務課 主幹 敦賀 哲也

総務課情報管理係 係長 道端 篤志

総務課総務係 係長 伊藤 雅紀

5 会議の公開、非公開又は一部公開の別  
公開

6 会議を非公開又は一部公開とした場合は、その理由

7 議題及び議事の要旨

(1) 会長あいさつ

行政不服審査法の改正に伴う不服申立て制度の変更点と審査会の役割についてを議題とする。行政不服審査法が改正となり、審理員制度というものができて、情報公開審査会的な役割を審理員に任せることが可能になる。本日は審議ということではないが、詳細については事務局の方からの説明を聞き、質疑等受けたいと思う。

(2) 議題

行政不服審査法の改正に伴う不服申立て制度の変更点と審査会の役割について、事務局より別紙資料に基づき内容を説明した。

① 質疑応答

・委員：機関としては、新たに行政不服審査会が設置される。これが一番大きな改正点か。

・回答：はい。

・委員：審査会が調査する前に審理員が審議することになっているが、特例を使って羽幌町としてはこれを置かないこともできるのか。

- ・ 回答：審理員についてはおくことになる。これまで羽幌町では、情報公開に関する異議申立てが一番多いと思うが、この部分だけが審理員を置かない形になる。それ以外の町の処分に対しての審査請求については、審理員制度を設け、その審理員が審理手続を行って、意見書を作成し、それを踏まえて町が裁決案を作成した後、行政不服審査会の方に諮問し、町の考え方がいいか悪いかの判断をすることになる。
- ・ 委員：そうすると審理員は、情報公開制度に基づくもの以外は、原則的には置くということで、情報公開審査会は従来通りのやり方で行うということか。
- ・ 回答：情報公開審査会は、中立・公正性が現状担保されているので、今までのやり方を変えない方がいいだろうということで特例を適用している。それ以外のものについては、行政不服審査法に基づいて審理員を指名した中で審議することになる。
- ・ 委員：行政不服審査会は処分庁である町長の執行機関であると、そして審理員を置いて色々と調査することで、それで十分だと、異議申立人も納得した場合は、行政不服審査会を省略することもできるのか、必ず通さなければならないのか。
- ・ 回答：基本的には省略できる規定に該当しない限りは、絶対諮問しなければならない。本人が審査会への諮問は必要ないと、審理員による審理手続をしてもらえればそこまでは必要ないという場合や例えば教育委員会（教育委員会は第三者的立場の機関）が決定した場合は諮問しなくてもよいということもできる。要は、町職員だけではなく外部の方々、第三者の立場の人に判断をいただきなさいというのが諮問手続の趣旨であるので、それ以外の場合は、必ず諮問しなければならない。
- ・ 委員：審理員について、その都度個別に選任するということか。
- ・ 回答：はい。大きな市などは、法制担当部局にたくさんの職員がいて、審査庁に係わる職員と審理をする者に分けられるが、当町のような規模では、どこが処分庁になるか分からないので、できるだけその処分庁になったところと、審査庁（総務課）、第三者機関の事務局である情報管理系の職員は外した中で、その都度除斥事由に該当していない職員を指名したいということで、特段名簿的なものを整備して審理員を予め整理することは考えていない。
- ・ 委員：条件で、現処分に関与した又は関与することとなる職員は審理員に指名することができないというけれども解釈が難しい。
- ・ 回答：例えば、福祉部局で何らかの決定処分をしたら、要はその決裁に関わっている職員や直接的に関わっていても法的な解釈をどこかの部局に求め、その解釈をしたような部局についても審理員になれない。その処分に何らかの形で関与している者は全て除かなければならない。
- ・ 委員：プロパー職員と非プロパー職員の活用は考えているか。
- ・ 回答：町からの職員という形で発令されればいいのか、臨時職員や嘱託職員、

OBの方を一時的に採用するという方法もできている。

- ・委員：原則管理職ということだけれども、役場の管理職とは課長以上か。
- ・回答：課長、課長補佐、主幹になる。
- ・委員：対審制を導入するということが、情報公開審査会もこのように行うということか。
- ・回答：情報公開においては、審査会として関係者に来ていただいて直接話を聞きたい場合と、異議申立てをした人が自ら話したいという2つのやり方がある。審査会側から意見陳述をやりたいという場合は、今までどおりその関係者を呼んで確認することでよいが、審査請求をした方が意見陳述をやりたい場合については、審査請求人、処分庁の担当者、その他参加人や代理人の方もいれば、一同に会して、処分庁に対する質問もできるようになる。
- ・委員：この部分が一番大きい改正だね。裁判と同じようにやるということ。
- ・回答：何らかの理由により審査会がやる必要はないと判断した場合は、そうしなくともよい。
- ・委員：あと変わった部分が先に争点整理をするようになったこと。
- ・委員：処分庁が裁決を行った後に、その決定に不服がある場合は、ここで初めて裁判にもっていけるということか。
- ・回答：はい。

② 平成28年4月より設置される羽幌町行政不服審査会の委員に、羽幌町情報公開・個人情報保護審査会の委員が兼任することについて

- ・全員了承された。

## 8 その他必要な事項

なし

平成27年度第4回羽幌町情報公開・個人情報保護審査会議案

日時 平成28年2月2日(火) 13時30分～

場所 羽幌町役場4階 第1会議室

1 会長あいさつ

2 議 題

(1) 行政不服審査法改正に伴う不服申立て制度の変更点と審査会の役割について

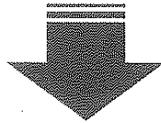
3 その他

# 行政不服審査法の改正について

## 1 不服申立制度とは



- 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることを可能とする制度



他の法律に特別の定めがある場合を除き、  
行政不服審査法に基づいて行われる。

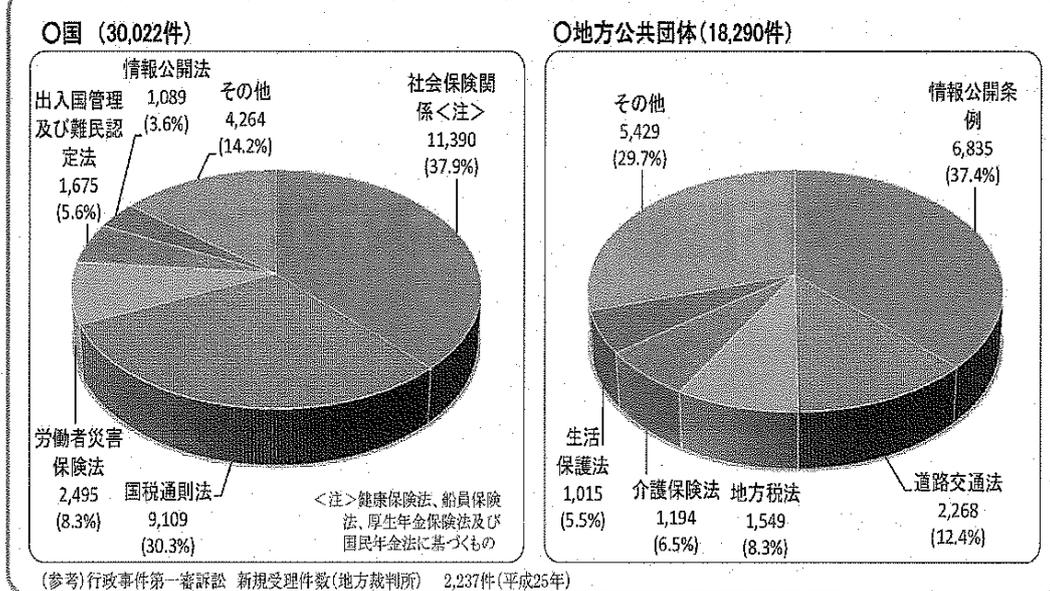
行政不服審査法の目的

- ・国民の権利利益の救済
- ・行政の適正な運営の確保

# 1 不服申立制度とは(不服申立ての状況)



<行政不服審査法に基づく不服申立ての状況：平成23年度>



# 2 行政不服審査法の特徴



	行政事件訴訟法	行政不服審査法
審理	行政権からの独立 適正手続に配慮した慎重な証拠調べ	簡易迅速な審理手続
判断	違法性の判断	違法性の判断、 行政裁量の当、不当も判断
費用	申立手数料が必要	手数料は不要

### 3 行政不服審査法の改正の経緯



	行政事件訴訟法	行政不服審査法	行政手続法
昭和37年	制定	制定	
平成5年		行政の公正性、 透明性に関する 国民の意識の変化	制定
平成16年	改正		

改正の機運

行政不服審査法関連3法が成立 (H26.6.6)

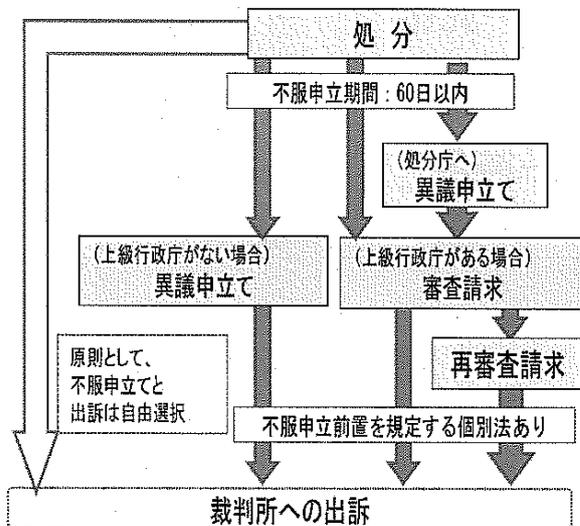
- ①公正性の向上
- ②使いやすさの向上
- ③国民の救済手段の充実・拡大

時代の変化を踏まえた見直し

### 4 行政不服審査法の改正概要



現行の制度(全体の概要)

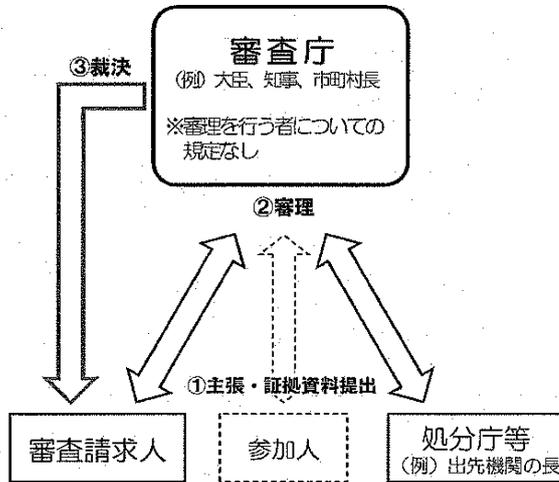


問題点

- 異議申立てと審査請求によって手続保障に差異
- 裁判所への出訴期間に比べて不服申立期間が短い
- 不服申立前置が多数



現行の制度(審理・裁決)



**問題点**

- 審査庁の審理手続の公正性・透明性が欠ける
- 原処分に関与した職員が審理手続を行うことも排除されない



不服申立ての構造の見直し

- ◆ 原則として「審査請求に」一元化
- ◆ 不服申立前置の廃止・縮小(関係法令)
- ◆ 不服申立期間を3か月に延長

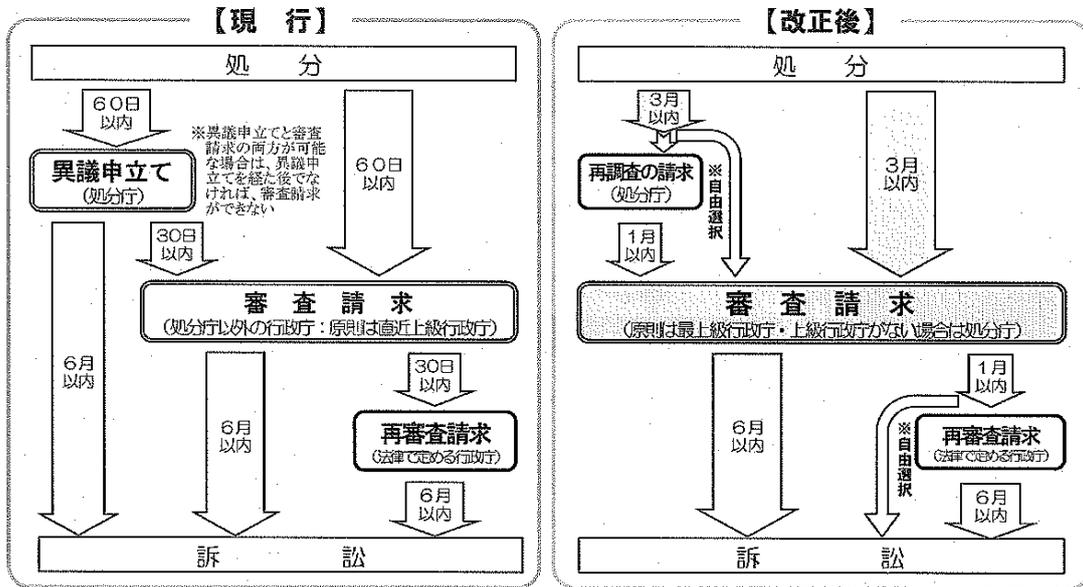
公正性の向上(審理・裁決)

- ◆ 審理員制度の導入
- ◆ 行政不服審査会等への諮問手続の導入
- ◆ 審理手続の充実(審査請求人等の手続保障の拡充など)
- ◆ 迅速な審理の確保

## 4 行政不服審査法の改正概要



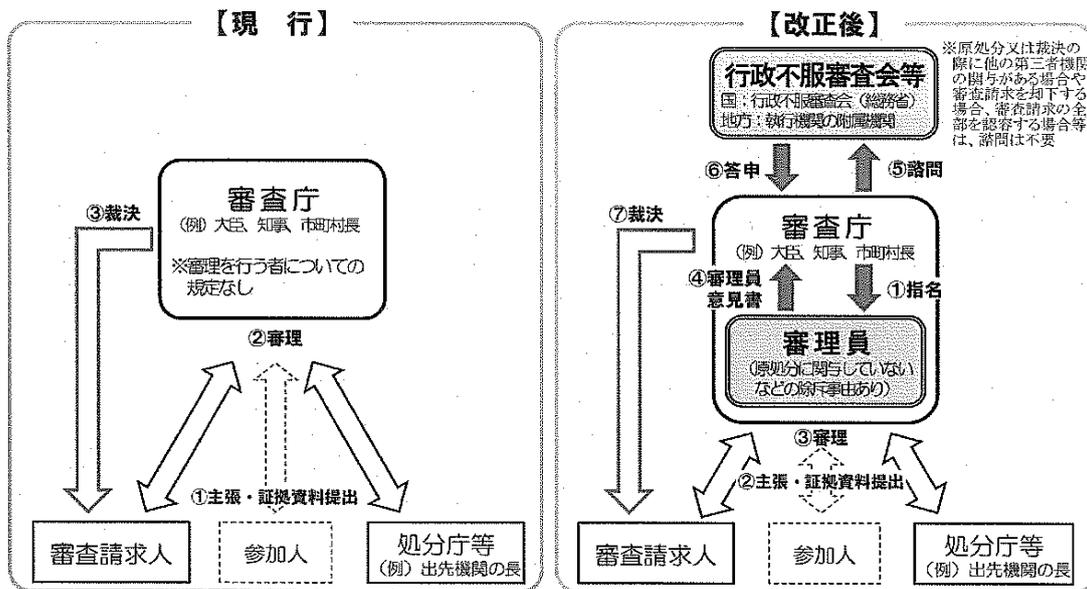
### 従来の制度との比較(全体の構造)



## 4 行政不服審査法の改正概要



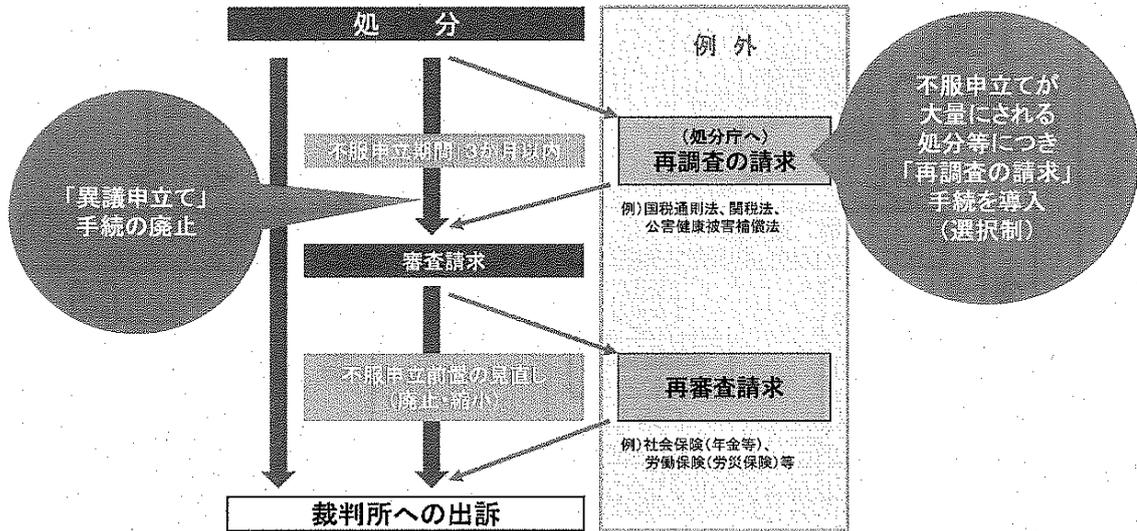
### 従来の制度との比較(審理・裁決)





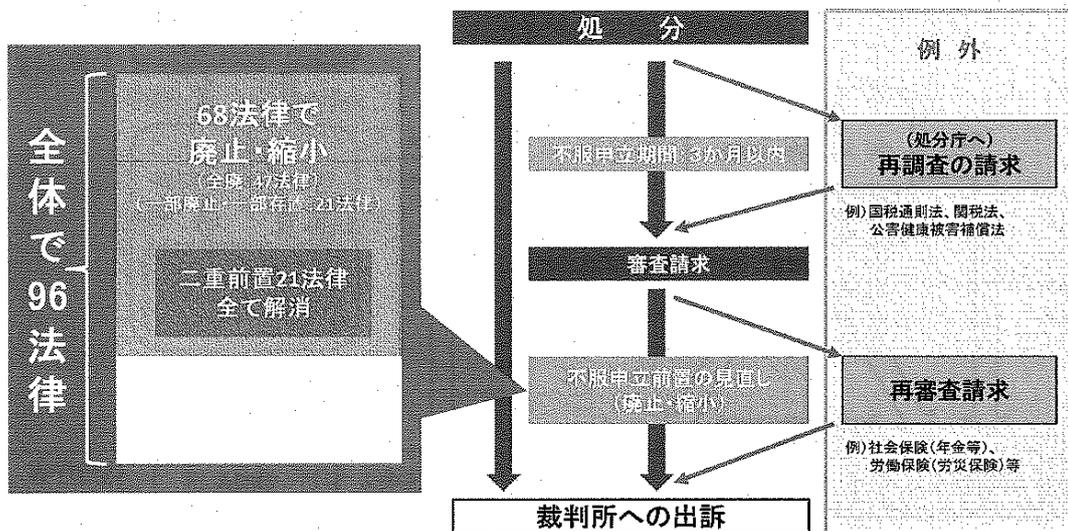
不服申立て構造の見直し①

◆原則として「審査請求に」一元化



不服申立て構造の見直し②

◆不服申立前置の廃止・縮小(関係法令)



## 5 行政不服審査法の改正ポイント



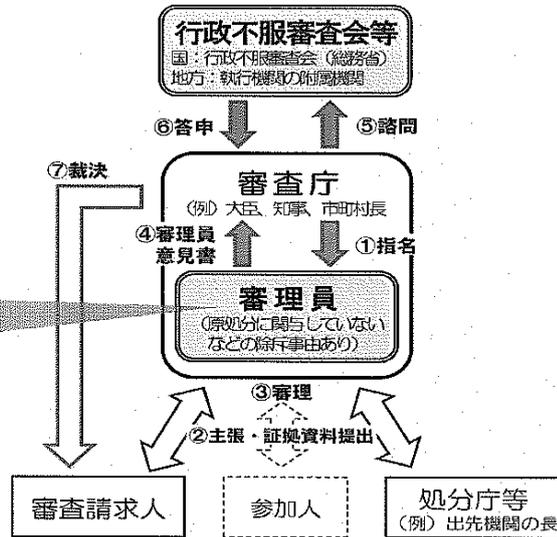
### 公正性の向上①

#### ◆審理員制度の導入

・対象となる処分に関与していない者を審理員とする

・審査請求人と処分庁の主張を公正に審査する

・裁決に関する意見書を審査庁に提出する



## 5 行政不服審査法の改正ポイント



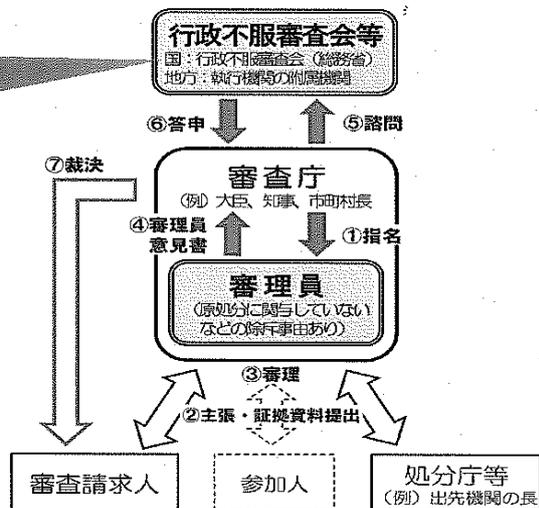
### 公正性の向上②

#### ◆行政不服審査会等への諮問手続の導入

審理員の意見書を受け取った審査庁は

〔原則〕 有識者からなる行政不服審査会等への諮問を行った上で裁決

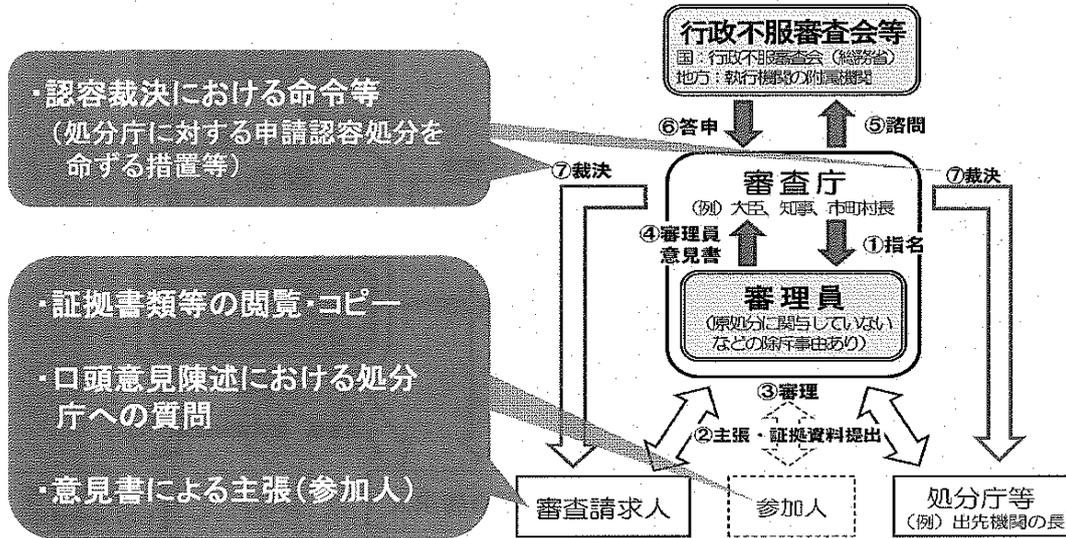
〔例外〕 原処分又は裁決の際に第三者機関の関与がある場合、審査請求人が諮問を希望しない場合など





公正性の向上③

◆ 審理手続の充実 (審査請求人等の手続保障の拡充など)



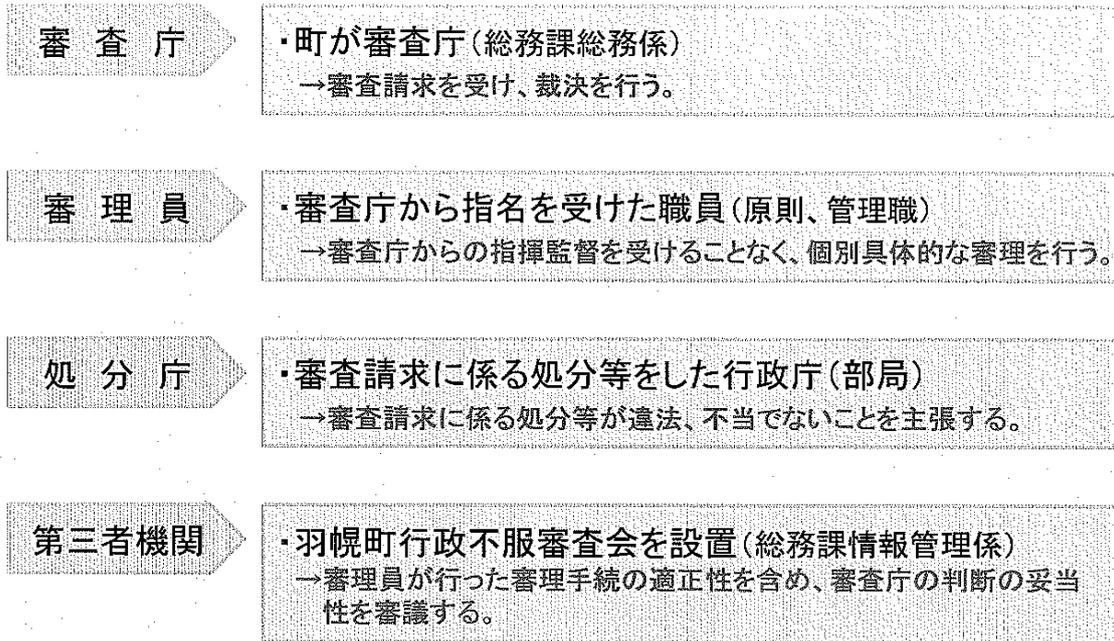
使いやすさの向上



迅速な  
審理の確保

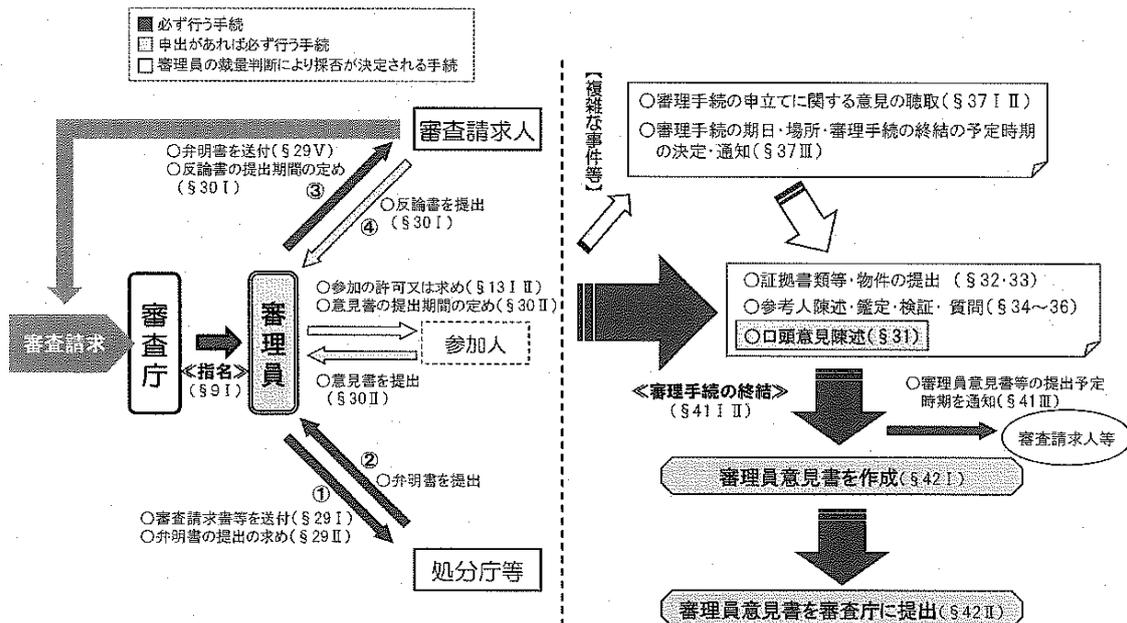
- ・標準処理期間を定める努力義務
- ・争点及び証拠の事前整理手続

## 6 審査請求の処理体制

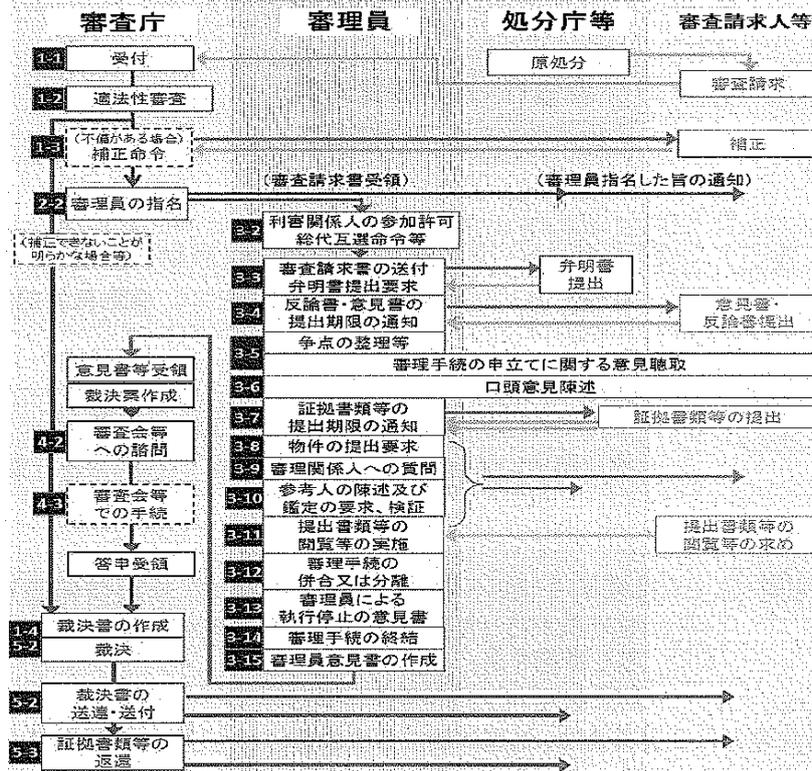


※教育委員会等の行政委員会は、処理体制に多少の違いが生じるため留意が必要

## 7 不服申立手続に係る大まかな事務の流れ



## 7 不服申立手続に係る大まかな事務の流れ【詳細】



18

羽幌町

## 8 羽幌町行政不服審査会の設置



### 諮問手続の趣旨

- ・審査請求は、行政庁の違法又は不当な処分から国民の権利利益の救済を目的としており、それに対する判断(裁決)も公正かつ慎重に行う必要がある。
- 現処分(事前)又は裁決(事後)のいずれかの段階で第三者により調査審議し、審査庁の裁決の客観性と公正性を高める。

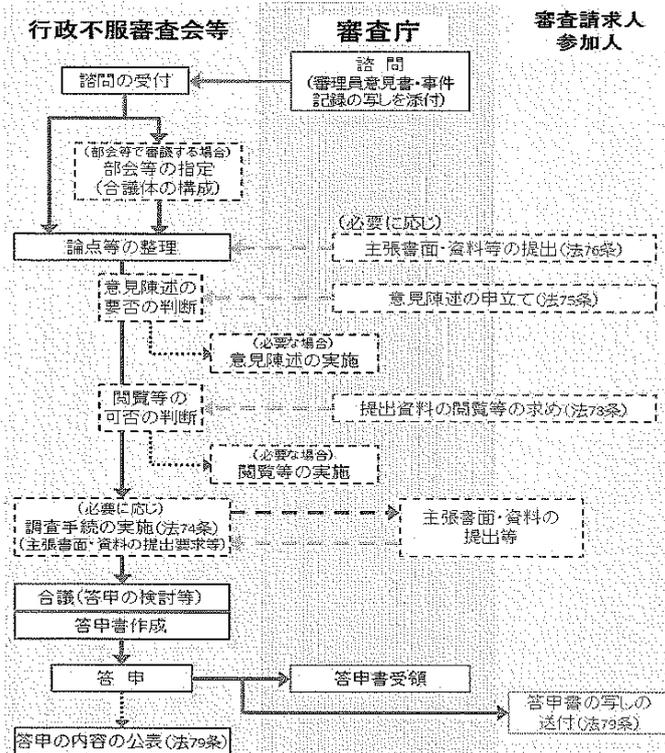
### 委員について

- ・「羽幌町情報公開・個人情報保護審査会」の委員
- 第三者性を有する
- 優れた識見を有する
- 情報公開条例等に基づく不服申立ての実質的な審理の実施により、不服申立て制度に精通
- 公正かつ中立的に、慎重な審議が可能

19

羽幌町

## 9 羽幌町行政不服審査会における役割と調査審議の流れ



### 【主な役割】

- ① 審理員(職員)の審理手続の適正性
- ② 審査庁(町)の審査請求への判断の妥当性

チェック

(2次的チェック)

審査庁(町)へ答申

20

羽幌町

## 10 情報公開条例等に基づく不服申立ての取り扱い



### 【第9条第1項ただし書】

- ・行政委員会や審議会等が審査庁となる場合
- ・条例に基づく処分であって条例に特別の定めがある場合 など
  - 優れた識見を有する委員で構成
  - 第三者機関が実質的な審理を実施

◆公正・中立的・慎重な判断が担保される場合 ⇒ 審理員の指名を要しない

・羽幌町情報公開条例  
・羽幌町個人情報保護条例  
に基づく不服申立て



羽幌町情報公開・個人情報保護審査会  
→インカ行審理による調査



裁決

- ◆制度上において、公正・中立的・慎重な審理が確保されている。
- ⇒ 審理員の指名を不要とする改正法9条1項の特例を適用する。
- (現状の審理過程と同様の取り扱い)

第三者機関 情報公開等審査会 行政不服審査会 同じ委員



実質的な調査審議  
2次的なチェック

役割が異なる  
(留意必要)

21

羽幌町



# 10 情報公開条例等に基づく不服申立ての取り扱い【詳細】

羽幌町情報公開・個人情報保護審査会における羽幌町情報公開条例及び羽幌町個人情報保護条例に基づき公開決定等の処分に係る不服申立ての取り扱いについて

【これまでの流れ】

記号の意味：▲異議申立人、○実施機関（情報管理係）、○審査会（情報管理係）

▲異議申立書の提出

□要件に合致しているか確認し、問題なければ受理、補正箇所があれば補正命令する。

□受理

□不適法等の場合：却下

○羽幌町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）へ諮問する。

○諮問を受理する。

○第1回の審査会を開催する。

(1) 異議申立での内容説明  
(2) 審議のため、関係者からの事情聴取の有無を協議する。提出を求めるか。  
実施機関に対し、非公開の理由の説明を求め、資料の提出を求めるか。  
異議申立人等に対し、申立てに係る意見陳述を求め、意見書の提出を求めるか。  
※適正な審査会の判断をするため、関係者に弁明や反論の機会を与えることには必要。

改正行政不服審査法第31条に基づき審査請求人等からの申し出による意見陳述を要する場合は、なお、審査請求人等から口頭意見陳述の申立ての相談等があった場合は、審査会において、改正行政不服審査法と同様の方式による口頭意見陳述を実施することの可否を審査請求人等と審査会において協議を行い、審査請求人等の了承が得られる場合にあっては、第22条第1項に基づき審査会において実施するものとし、審査請求人等の了承が得られない場合は、その内容について、審査会へ報告する。

○第2回の審査会を開催する。

(1) 審査請求人等に対して、意見陳述希望の有無、意見書提出の有無を照会（要請）する。  
2～3週間程度の期間を設ける。なお、22条第3項に基づき当該審査請求人等から意見書の提出があった場合は、当該意見書等の写しを当該意見書提出した審査請求人等以外の方に交付する。）と非公開とした理由の説明を受ける。  
(2) 実施機関より、非公開とした資料の提供（黒塗り部分を公開し、その部分が分かるように印を付ける。）と非公開とした理由の説明を受ける。  
(3) それぞれ質疑応答の後、審査会委員のみで、非公開の妥当性について審議し、審査会としての結論を出す。

○本回審査会に向けて、答申案を作成する。

○第3回の審査会を開催する。

前回の審議における結論を答申するため、内容を確認し委員の了承を得る。

○審査会へ答申書を送付する。審査請求人等に対しては答申書の写しを送付する。

□整理手続を締結した旨を審査請求人等へ通知する。

□審査会からの答申を受け、異議申立人に対し決定（又は裁決）する。

□異議申立てが理由がないとして棄却

□異議申立てを容認し、公開する場合  
当該部分を公開し、終了となる。

□審査請求が理由がないとして棄却

□審査請求を容認し、公開する場合  
当該部分を公開し、終了となる。

以上で終了

以上で終了